

## 令和5年第2回浅川町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和5年6月8日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 町長提案理由の説明  
          (報告第1号～第4号、承認第2号～第5号、議案第24号～第26号)  
日程第 4 請願の処理  
          (請願第3号)  
日程第 5 議員提案理由の説明  
          (発議第2号)
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで議事日程に同じ

議事日程の変更

- 日程第 4 議員提案理由の説明  
          (発議第2号)  
日程第 5 請願の処理  
          (請願第3号)
- 

### 出席議員（12名）

1番	富永勉君	2番	菅野朝興君
3番	兼子長一君	4番	会田哲男君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	渡辺幸雄君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	金成英起君	12番	水野秀一君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 江田文男君 副町長 小池大介君

教 育 長	真 田 秀 男 君	総 務 課 長	生 田 目 源 寿 君
企 画 商 工 課 長	我 妻 悌 君	農 政 課 長	坂 本 克 幸 君
建 設 水 道 課 長	生 田 目 聡 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	我 妻 美 幸 君
保 健 福 祉 課 長	佐 川 建 治 君	住 民 課 長	関 根 恵 美 子 君
教 育 課 長	高 野 喜 寛 君		

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 子 広 子	主 査	遠 藤 史 貴
-------------	---------	-----	---------

開会 午前 9時00分

◎議長開会挨拶

○議長（水野秀一君） 改めまして、おはようございます。

令和5年第2回浅川町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ともに何かとご多忙の折、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に町長から提出された議案については、専決処分の報告及びその承認についてが8件、条例の一部改正が1件、令和5年度各会計補正予算が2件、人事が12件、その他1件の合計24議案となっております。このほか、議員発議等が3件、請願が1件提出されております。また、一般質問は9人で27項目となっております。会期を本日より12日までの5日間とする予定であります。

議員の皆様におかれましては、議案内容をよく理解なされ、町民の負託に応えられますよう特にお願ひ申し上げます。開会の挨拶といたします。

---

◎町長招集挨拶及び行政報告

○議会事務局長（田子広子君） 町長招集に当たっての挨拶及び行政報告。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

〔町長 江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君） 皆さん、改めておはようございます。

令和5年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただき、誠にご苦労さまです。

議案等は、ただいま議長から説明があったとおりで、繰越明許費繰越し、事故繰越しの報告、専決処分の報告、承認、条例の一部改正、補正予算、人事案件を提案しております。

慎重審議くださいますことをお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

引き続き、行政報告を申し上げます。

1点目につきましては、浅川町議会議員一般選挙の日程についてであります。

さきに開催されました町選挙管理委員会において、9月12日告示、9月17日投開票の日程で執行されることになりましたので、改めてお知らせいたします。

2点目につきましては、旧関東精工浅川工場の跡地利用についてであります。

当該跡地については、大同信号グループが取得の意向を示したことから、町も地権者との仲介役となりながら、円滑な跡地利用に向けて調整を進めてきたところであります。

今後は、大同信号グループにおいて改修等を行いながら、工場施設の利活用を進めていく予定となっております。

3点目につきましては、町内の根宿地内に新たに整備される認知症対応型デイサービスについてであります。

事業所名は、デイサービスすみれとなります。建物もほぼ完成しており、6月中旬からのサービス開始に向けて、事業者と調整を進めているところであります。

4点目につきましては、浅川中学校建設事業についてであります。

今年度予算計上いたしました浅川中学校敷地造成工事につきましては、5月26日に指名競争入札を執行し、高田工業株式会社浅川営業所が4,050万2,000円で落札し、5月31日付で契約を締結いたしました。

また、浅川中学校校舎新築工事につきましては、5月23日付で地域要件や総合評定値など、一定の条件を付した条件付一般競争入札として公告し、6月2日までの入札参加申請受付の結果、7者から申請がございました。

現在、設計書の閲覧をしており、6月19日に入札の執行を予定しております。

入札執行後は、落札業者と仮契約を締結し、その後、地方自治法第96条第1項第5号及び浅川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めため、議会臨時会の招集を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、これまでの事業経過を含め関連資料を配付しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

以上、報告申し上げます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（水野秀一君） ここで、事務局から、諸般の報告をさせていただきます。

議会事務局長、田子広子君。

○議会事務局長（田子広子君） ご報告を申し上げます。

6月5日に開催されました令和5年度福島県町村議会議長会定期総会において、須藤浩二議員におかれましては、町村議会議員11年以上在職功労者として町村自治の振興に尽力し、その功績が顕著であると認められ、福島県町村議会議長会会長より表彰されました。

その表彰状が届いておりますので、ただいまより伝達を行います。

須藤議員、演壇の前にお進みください。

○議長（水野秀一君） 表彰状

須藤浩二殿

あなたは多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し地方自治の振興発展に貢献されました功績は誠に顕著であります

よってこれを表彰します

令和5年6月5日

福島県町村議会議長会会長 古川文雄 代読

〔表彰状授与〕 (拍手)

○議会事務局長（田子広子君） 受賞されました須藤議員におかれましては、誠におめでとうございます。

心からお喜びを申し上げ、表彰状の伝達を終わります。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第2回浅川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（水野秀一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

10番 角 田 勝 君

11番 金 成 英 起 君

を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（水野秀一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期及び日程について、事務局に朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

[議会事務局長（田子広子君）朗読]

○議長（水野秀一君） 本定例会のため、去る5月29日に議会運営委員会が開催されております。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、金成英起君。

[議会運営委員長 金成英起君登壇]

○**議会運営委員長（金成英起君）** おはようございます。

令和5年第2回浅川町議会定例会に当たり、去る5月29日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案される案件は、専決処分の報告及びその承認についてが8件、条例の一部改正が1件、令和5年度各会計の補正予算が2件、人事が12件、その他が1件の合わせて24議案であります。

このほか議員発議等が3件、請願が1件となっており、これらを審議するため、本日6月8日から6月12日までの5日間の会期とすることになった次第であります。

日程については、本日は提案理由の説明、請願の処理、9日は一般質問、12日に議案の審議を行う予定であります。

次に、一般質問に当たっては、質問者が9名で27項目となっており、今までと同じように前置きを短く、明瞭かつ簡潔に行いながら、建設的立場で議論し、円滑かつ効率的な議会運営に特段のご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○**議長（水野秀一君）** 本定例会の会期は、本日から12日までの5日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（水野秀一君）** 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12日までの5日間に決定しました。

なお、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをしたいと思いますですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（水野秀一君）** 異議なしと認めます。

したがって、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをすることに決定しました。

議案については、事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

ここで議案に訂正箇所がありますので、事務局長より報告させます。

議会事務局長、田子広子君。

○**議会事務局長（田子広子君）** お手元にお配りしております正誤表をご覧くださいと思います。

訂正箇所について読み上げます。

初めに、令和5年6月、令和5年第2回浅川町議会定例会議案書の1ページ、報告第1号 令和4年度浅川町一般会計繰越明許費繰越しの報告についての表中、2行目の8款土木費、2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業の下線部分、翌年度繰越額2,450万円ですが、正しくは2,730万円となります。一般財源228万8,000円は、正しくは508万8,000円でございます。

これに伴いまして、合計欄の翌年度繰越額6,944万円が、正しくは7,224万円、一般財源1,592万8,000円が、正しくは1,872万8,000円となります。

次に、報告第4号 専決処分の報告についての5ページ、専決第5号は、専決第6号の誤りです。

次に、先ほどの報告第1号の訂正に伴いまして、令和4年度浅川町一般会計・特別会計補正予算書並びに予

算説明書（3月専決）となっている資料の5ページ、第2表繰越明許費補正の（2）変更の表中、1行目、8款土木費、2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業の下線部分、補正後の金額2,450万円は、正しくは2,730万円となりますので、訂正をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

報告第1号 令和4年度浅川町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和4年度一般会計歳出予算の中で翌年度に繰越して使用する歳出予算の経費について、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明をさせていただきますが、その前に、先ほど田子局長からも訂正がありました。今回、資料の訂正がございました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、補足説明を申し上げます。

一番下にページが振ってあります。

1ページ目です。差し替えの部分です。

令和4年度浅川町一般会計繰越明許費繰越し計算書をご覧くださいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 報告第2号 令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和4年度公共下水道事業特別会計歳出予算の中で、翌年度に繰越して使用する歳出予算の経費について、同条第2項の規定

により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎報告第3号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 報告第3号 令和4年度浅川町一般会計事故繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法第220条第3項の規定により、令和4年度の一般会計歳出予算のうち、翌年度に繰越して使用する歳出予算の経費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものであります。

内容につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 補足説明、総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明申し上げます。

9款消防費、1項消防費、事業名、防火水槽建設事業で、繰越額は1,000万円です。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎報告第4号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 報告第4号 専決処分の報告について（福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組規約の一部変更について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長より説明させていただきます。



○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明いたします。

こちらの報告につきましては、県内の自治体や一部事務組合が加盟しております福島県市町村総合事務組合から一部組合であります田村広域行政組合が令和5年3月31日にて解散となり、併せて総合事務組合からも脱退したことから、規約の改正が必要となったものであります。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、浅川町税条例の一部を改正する条例を令和5年3月31日付で専決処分いたしましたのでご報告申し上げ、この承認を求めるものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、補足説明をさせていただきます。

新旧対照表でご説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎承認第3号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和4年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ8,023万1,000円を追加し、総額を39億8,124万9,000円としたものであります。

繰越明許費につきましては、新たに勤労者体育センター災害復旧費を追加し、2件については変更したものであります。

地方債につきましては、4件の起債額を変更したものであります。

以上の内容について、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたのでご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、町税で1,984万3,000円の増、地方消費税交付金1,357万8,000円の増、地方交付税6,686万7,000円の増で、いずれも交付額の確定によるものであります。

国庫支出金1,891万1,000円の減は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の確定による国庫補助金の減が大きな要因であります。

次に、歳出につきましては、同じく新型コロナウイルスワクチン接種事業など国庫補助事業の実績による減や新型コロナウイルス対策事業者支援補助金の実績による減のほか、財政調整基金に1億6,000万円を積み立てたものです。

よろしくご審議いただきたいと思ます。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明いたします。

まず初めに、この3月専決につきましては、過日の3月議会の補正予算の議決以降の予算の整理の結果となっております。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎承認第4号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計予算中、終末処理場施設管理として実施しているマンホールポンプ場の遠隔通報装置修繕業務において、半導体不足のため機器の納入が遅れたことにより、年度内完了が困難となったことから、令和5年度に繰越しをし、繰越明許費700万円を追加補正したものであります。

以上の内容について、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたのでご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思ます。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

◎承認第5号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、当初予算編成後に国において方針が示された、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円を給付する事業と、65歳以上の高齢者、基礎疾患者、介護、医療従事者を対象とする新型コロナウイルスワクチン接種の春夏接種分の費用について、令和5年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ1,973万4,000円を追加し、総額を41億3,773万4,000円とするため、令和5年4月26日付で専決処分をいたしましたのでご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、一般会計補正予算書の4月専決と右下に書いてあるものをご準備ください。

まず、それぞれの事業費について、初めに歳出から説明させていただきます。そして、それに対する歳入という形で説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、5ページをお願いします。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

◎議案第24号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第24号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和5年度の浅川町国民健康保険税本算定により、浅川町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 税条例の改正の前に、私のほうから今回の国民健康保険税の算定の資料についてご説明させていただきますので、配付されております令和5年度国民健康保険税本算定資料、令和5年5月作成というものをご準備願います。

また、繰り返しになりますが、順に1ページから説明させていただきます。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 補足説明、会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、本算定による税率に伴いまして、税条例の改正を新旧対照表のほうで、詳細説明をさせていただきます。

新旧対照表の30ページをご覧くださいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時40分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第25号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、主に現下の物価高騰に対応するため、国が示した追加対策に関する事業費等について、令和5年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ5,605万1,000円を追加し、総額を41億9,378万5,000円とするものであります。

補正の主なものについて申し上げ、提案理由といたします。

歳入について申し上げます。

国庫支出金では、追加配分される見込みとなった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,930万1,000円を計上いたしました。

県支出金では、新規就農者を育成、確保するための事業補助として675万円を計上いたしました。

歳出について申し上げます。

民生費では、低所得世帯等に1世帯当たり3万円を支給する電気・ガス・食料等価格高騰緊急支援給付金給付事業1,610万円を計上しました。

農林水産業費では、新規就農者への補助について、歳入の県支出金と同額の675万円を計上しました。

商工費では、物価高騰に直面する町民への生活支援として、町民全員へ1人当たり5,000円の商品券を配布する事業費3,500万円を計上しました。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明をいたします。

まず、説明に入る前に、今、休憩のときに総務課資料1と右上に書いてあるんですが、1枚ペーパーをお渡ししてございます。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第26号 令和5年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、歳入歳出それぞれ91万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億480万円とするものです。

歳入では、国民健康保険税で116万4,000円の減、県支出金で100万円の減、繰入金で50万円の増、繰越金で75万円の増となります。

歳出では、国民健康保険事業費納付金の医療給付分で104万9,000円の減、後期高齢者支援金等分で21万9,000円の減、介護納付金分で35万4,000円の増。

いずれも国民健康保険税本算定に伴い補正が生じたものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、この補正予算につきましては、5月24日に開催されました国民健康保険事業に関する運営協議会におきまして町長が諮問し、審議され、協議会会長より決定すべきものであると認める答申をいただきましたことをご報告いたします。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

◎動議の提出

○議長（水野秀一君） 日程第4号、請願の処理を行います。

[「議長、動議発言」の声あり]

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 私は、このたび動議を提出いたします。

その内容は、日程第5、議員提案理由の説明の議員発議第2号なのですが、これを先に、請願処理の前にすることを望みます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ただいま岡部議員からありました動議について採決したいと思います。

請願第3号の前に、発議第2号を先に審議することに賛成の方の起立を願います。

[起立多数]

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、発議第2号を先に審議いたします。

ここで、日程の表を配りますので、休議といたします。

11時10分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時12分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議事日程の変更

○議長（水野秀一君） 会議規則の規定にありますが、ただいま動議が出され、決定されましたので、順番を入替えます。

先ほど、審議と申し上げましたが、本日は、上程、説明を行います。

---

## ◎発議第2号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 日程第4、議員提案理由の説明を行います。

発議第2号 浅川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 議題に上がりました浅川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、3月定例会における議員定数の削減についての請願書の採択を受けて提出するものです。

提出者は、浅川町議会議員、金成英起、同じく会田哲男、同じく兼子長一、同じく木田治喜、同じく岡部宗寿、同じく富永勉、以上の6名です。

代表して、私、富永が改正の理由を申し上げ、議員各位のご賛同を得たいと存じます。

ページをおめくりください。

提出の理由を述べます。

現在、本町を取り巻く環境は、少子化や若い世代の流出などにより人口減少が進む中、少子高齢化対策や地域活性化対策、そして、公共施設の更新対策など多くの課題に直面している。

このような中、議会議員は現状を認識した上で、不断の努力を怠らずに活動し、町民の福祉向上に取り組む責務がある。

この度の議会議員定数削減の請願書及び令和3年の後期基本計画策定時に実施した町民アンケートの結果でも、行政改革の重点項目として「議員定数の削減」の回答は46.7%と最も多く占めた。

これら町民の思いを真摯に受け止め、将来を見据えた財政の見通しや人口減少の推移、他自治体の動向を踏まえ、議員定数について対応する責務があり、定数削減は避けては通れないものとする。

議員定数の多さが、より多くの民意を反映するという考えを改め、いかにして自らの責任でその質を高め民意を効果的に反映するかであり、今こそ、議会議員が自らの決断をもって、身を切ることで議会改革を進めるべきである。

以上のことから、議会の役割と議員の責務を果たすことのできる議員定数として、令和5年の議会議員改選時まで、「12人」を「10人」とする本条例の改正案を提案するものであります。

ページをおめくりください。

改正する条例の内容として説明いたします。

2行目、浅川町議会議員の定数を定める条例（平成13年浅川町条例第18号）の一部を次のように改正する。

本則中「12人」を「10人」に改める。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

本年9月の選挙よりの適用であります。

ページをおめくりください。

今ほどの説明の新旧対照表となります。

左側が現行、右側が改正後でございます。

こちらについてはお目通し願います。

以上、よろしくご審議の上、各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、提案の理由説明に代えさせていただきます。

以上であります。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

### ◎請願第3号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 次に、日程第5、請願の処理を行います。

請願第3号 議員定数の維持についての請願書を議題とします。

お諮りします。請願第3号について、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「議長」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 委員会の付託、私は必要だというふうに思います。

というのは、議員定数を削減しようという動きがある中で、これまで浅川町議会は、公式の定数削減に関する検討委員会というか、そういうものはただの一度も行っておりません。その記録もありません。議会改革検討会の中で、若干議論はされましたけれども記録はありませんから、町民の皆さんは、どういう経過で、誰がどういう発言をして、それでこういう結果になったのかというのは全く分からない。

そういう中で、議員定数の結論が出されてしまうということは、これは本当に町民に対して議会の責任ある態度なんでしょうか。私は、甚だ疑問です。

議会の改革の検討会の中で議論された内容を振り返ると、私はどうしても、あのときの体制は、議会はほかにやるべきことが先にあると。議員定数の話は、その後ではないかというのが多かったんですよ。それが、どういう流れか、ずるずると今のような状況になって、石川郡の管内の他の町村の議員さんもびっくりするような流れになっていると。全く議論が十分なされていないと言わざるを得ません。

ですので、これは委員会を設置をするか、あるいはどこかの委員会に付託をして、きちんと議論すべきだというふうに思います。

○議長（水野秀一君） ここで、異議がありますので、起立によって採決します。

〔「議長」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、9番議員からもありましたけれども、私も今の議会では一番長い経験を持つ議員であります。本当に、この定数削減については、前にも議会の提案ということではありませんでしたと思いますが、定数削減はしております。



しかし、現行を考えれば、今、町村議員になる人が少ないんだという、そういうことが全国的にも言われています。しかし、一方では、やっぱり活性化をするためには、女性の議員になってくれる人、あるいは若者が議員になる、立候補するというふうな、そういう状況が、私は必要なんだと思います。

そういうときに、なぜ定数を今、少なくしなければならぬのかということ、私は逆行するというふうにするんです。身を切るというのであれば、議員自らが報酬を引き下げて、その財源をやっぱりほかに充てると。こういうことをすることこそ身を切るという、そういうこの文面に等しいものになるのではないかとこのふうにするんです。

議員が増えなければ町民の声が届かないというような、そういうそれらしきこともありますけれども、議員がやはり増えれば、何といても町民の意見が多くなるのは、私は必然だと思うんです。それは、その置かれている議員のなりわいも違うし、あるいは様々な面での特性もある。そういうものを生かしてやるならば、決して増えることも、私は悪くはないんだと思うんですよ。そのためにも、やはり身を切って、その財源を、今の報酬を本当に大幅に減らして、2人分の報酬をカットすると。こういうことであれば身を切るということになって、減らす必要はないんだと思うんです。

そのほかに何かメリットがあるのかということ、減らすことによってメリットが生まれるというのは、私は財政的な面が一番町民の分かりやすい、そういうことなんです。であれば、やっぱり、繰り返すようだけれども、身を切る、自主的なものにすべきだという点でも私はやるべきだと思うし、やはりもっと時間をかけて、何ていうんですか、減らすというようなことを、あるいは維持するというふうな、そういうものにするかを結論づけるのは正しいことだと思うんです。

今、浅川町は、今までかつてない議会改革検討会というものをつくって、数度にわたる議会の改革について、いろいろ論議しているところなんです。まだ、結論じみたこともないし、そういう中で、やはり私は専門的な定数削減の委員会を今の議会の中につくって、そして、もっと時間をかけると。そして、女性も若者も進んで議会に出てくれる、そういうものにつながる、そういう改革をすべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

異議がありましたので、起立によって採決いたします。

〔「すみません、議長」の声あり〕

○1番（富永 勉君） ただいま説明……本日は説明ですよね。なぜ疑義という扱いになっているんですか、これは。質疑は、本日はやらないはずですよ。進行がおかしいんじゃないですか。

○議長（水野秀一君） これは、委員会の付託を省略するか、それについて今、お諮りしているわけです。

それで、付託したほうがいいと、今2名の方が……

○1番（富永 勉君） いや、本日説明ですよ。

そして、その委員会の付託に対しての質問というのは、本日は受付になるんですか。

○議長（水野秀一君） いや、質問じゃなく、付託したほうがいいと言っているわけで……

○1番（富永 勉君） 動議ですよ。

〔「違います。委員会の付託の省略についてお諮りしています」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 委員会の付託に対して、私は伺ったわけです。

それに対して、付託したほうが良いと言っているわけです。

それに関してですから問題ないと思います。

○1番（富永 勉君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） 異議がありますので、起立によって採決します。

委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

〔発言する声あり〕

○議長（水野秀一君） 動議ではありません。

もう一回申します。

委員会の付託を省略したいと思いますのですが、ご異議がありましたので、起立によって採決します。

委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、請願第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について紹介議員の説明を求めます。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 請願の理由を説明させていただきます。

お手元に配付のと通りの文章でございます。

文章の朗読をさせていただきます。

議員定数の維持についての請願。

浅川町背戸谷地164番、浅川町の町政を考える会、代表曲山利一。

紹介議員として私、須藤浩二でございます。

提出先は、浅川町議会議長、水野秀一様となります。

内容でございます。

3月議会に提出された「定数削減の請願書」に対し、私たち「浅川町の町政を考える会」は反対することから、この請願書を提出いたします。

町の人口が減少したから議員定数も現在の12名から10名に2名減らしてしまえば、町民の声が益々届かなくなってしまう恐れがあり、住民サービスが低下してしまいます。私達「浅川町の町政を考える会」は、議員の定数を削減する前にまずは議会の活性化や、議員の質の向上を行い、町民の代表として、町行政執行の監視役としての役目をしっかりと行ってほしいのです。

また、10名に削減されてしまえば少数での採決となり、大切な行政執行を決定するには危険であると考えられます。

以上のことから現在の12名の定数維持をお願いし請願と致します。

参考資料といたしまして、平成19年議員定数を14から12に、2議席削減したときの有権者数は5,786人、昨年行われました町町長選挙の有権者数は5,146人で、15年間で減った有権者数は640人となっております。

以上のことから、議員定数の維持について請願をよろしくお願いたします。

○議長（水野秀一君） 以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時29分